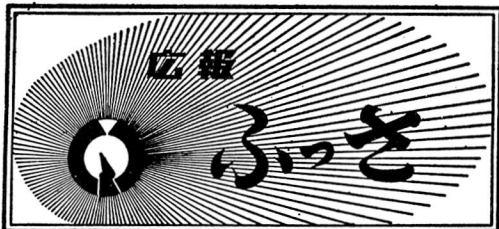


町の人口

昭和44年12月1日現在  
 住民台帳人口37,798人

内	男	18,613人
	女	19,185人
世帯数		11,272戸
		(増) 323人
11月中		(減) 253人



1969.12.10.

No. 96

発行所 福生町役場  
 発行兼 企画調査室  
 編集人  
 電話51-1511・内線221



### 最後の稲かり

「自分たちの手で稲を育て観察しよう」と今年の春第5小学校裏の水田約1アールに植えた稲は、見事にみのり、11月7日、5年生のみなさんは、先生の指導のもとに稲刈りをおこないました。

バリ バリ 心ちよい音をたて、強く根をはった稲もつぎつぎと刈りとられ、稲束の山ができていきます。

生徒のみなさんは、「お米をつくるのが本当に大変なことがわかり、よい勉強になりました。下級生のみなさんにもこれからも続けてもらいたい」と口々にいっていました。

しかし、長い間、初夏には緑の波、秋にはこがねの波をみせていた水田も、来年からは、いよいよ区画整理事業がはじまり、稲かりもこれが最後になります。

No. 96



福生町から火災をなくそう

# こんなときに火災は発生

## 福生町の火災原因から

福生町は、他の市町村にくらべ  
きわめて多くの火災が発生してい  
ます。

これは、町が市街地化され、一  
般家庭の他に飲食店や旅館が密集  
し、また浮動人口の多いことがあ  
げられますが、最も根本的な原因  
は、火を扱う人の不注意にあると  
いえます。

どうして火災が発生するか過去  
の火災原因からみんなよく考え  
てみましょう。

### 石油ストーブ

#### プロパンガス

火災発生原因のうちこの両者が

いよいよ火災シーズンがやってきました。  
福生町の火災はきわめて多く毎年数千万円の貴  
重な財産が灰になっています。  
この冬こそみんなて万全の注意をし福生町から  
火災をなくしましょう。

- 最も多い。
- 1、ガスコンロにヤカンのをせ  
て二階にいたが、湯がふっと  
おし、火が散って火災とな  
る。
  - 2、プロパンガスで天ぷらをあ  
げていたが、ちょっと目をほ  
なしたとき、油に火が入り火  
災となる。
  - 3、プロパンガスのホースから  
ガスがもれ火がつく。
  - 4、石油ストーブに火をつけた  
が、ストーブの石油タンクに  
火が廻る。
  - 5、石油ストーブを4才のこど  
もが倒す。

### その他

- 1、電気コタツをつけたまま外  
出し、その加熱により発生。
- 2、5才のこどもが、テレビの  
上にあつたマッチをいたすら  
する。
- 3、風呂場の煙突の過熱で屋根  
が燃えだし発生。
- 4、風呂場の煙突の火のこが近  
所の紙にもえうつる。
- 5、のこり灰を物置きにおいた  
が、まわりの紙にもえうつ  
る。
- 6、たき火の燃えながら、風が  
出て屋根に飛び火する。

# ここを注意しましょう

火事はわたくしたちが、毎日繰  
り返している平凡なことが実行さ  
れないために発生しています。  
つぎのことは必ず実行いたしま  
しょう。

### 石油ストーブなどの使用 前の点検

#### (石油ストーブ)

- 1、配管や接続部から油もれは  
ないか。
- 2、芯に油が平均に上るか。
- 3、燃え方に異状はないか。
- 4、電気コタツ、ストーブなど  
(特にコンセント接続部が  
いたみやすい)
- 2、ニクロム線はどうか。

#### (ガスストーブ)

- 1、接続部やゴム管に破損はな  
いか。
- (石けん水をぬれば、漏れて  
いるところにアワがたれま  
す)
- 2、空気孔の調節はよいか。
- (調節が悪いと不完全燃焼を

起し、中毒のおそれがある)  
使用しないとき

- 1、ガスストーブ類は、元栓を  
確実にしめる。
- 2、電気コタツ類は、コンセン  
トを必ずずぬいておく。
- (スイッチだけでは、切り忘  
れということがある。コンセ  
ントを抜く習慣をつけまし  
ょう)
- 3、おやすみ前や外出のときは  
もう一度安全をたしかめまし  
ょう。なお、煉炭、石油スト  
ーブ、ガスストーブを使用し  
ている部屋では、時々、部屋  
の空気を入れ替えましょう。  
長時間部屋をしめ切ったまま  
でいますと、一酸化炭素中毒  
をおこします。

☆今捨てたタバコの温度  
が700度

☆午後10時は消防の時間  
です。

おやすみ前に火の元を  
たしかめましょう。



昭和43年度歳入歳出割合

歳 入		歳 出	
町 税	38.4%	教育費	34.1%
町 債	13.6%	土木費	22.8%
国庫支出金	13.2%	総務費	13.9%
地方交付税	10.6%	衛生費	9.9%
都支支出金	6.2%	民生費	9.2%
基地交付金	4.0%	その他	10.1%
その他	14.0%		

# 税金はこう使われました

= 昭和43年度決算 =

歳出総額は **一般 8億40,29万円**  
**特別 1億99,84万円**

町税は二二・二%のびる  
 歳出は教育費がトップ  
 一般会計決算

昭和43年度的一般会計決算は、歳入九億一万六千四一三円、歳出八億四千二百九万二千八百四円、差引き五千九百七十七万四千三百九十九円に繰越され、各種事業の貴重な財源となるわけです。

歳入は前年度にくらべ11・7%伸びましたが、これは新しく自動車取得課税交付金や交通安全対策特別交付金などの収入がふえ、また、町債をのぞき総体的にふえたためです。

特に町税は前年にくらべ22・2%伸びました。内容は町民税の26%、固定資産税の25%、都市計画税の44%伸びです。

また、昭和42年度から多額の繰越金があったのも歳入増の原因です。分担金及び負担金も前年にく

### 一般会計決算

らべ約2倍になっていますが、これは、昭和43年度から発足した三町の福生地区消防組合の負担金が入ったものです。

町の総収入のうち、福生町独自で得たお金は全体の50・7%で49・3%は国や都から借り入れるお金や借入金によってまかなわれています。

歳出も前年度にくらべ16・8%伸びています。最も大きいのは、教育費で、これは五小防音新築、二小体育館、一小分校の用地取得事業や私費負担の解消など教育問題の充実につとめたためです。

第二位は土木費で、これは、横田飛行場周辺排水路、幼児用プール、町道一八〇号線舗装事業をはじめとする道路舗装が主なもの

です。教育費、土木費に続き、住民福祉につながる民生費、衛生費なども前年にくらべ大市に増えたことは、町がすべての面で着実な歩みをしたことを示しています。

また大きな事業が借入金や国や都の補助金によってまかなわれましたが、これは現在の地方財政をよくあらわしております。

社会経済の発展により、生活環

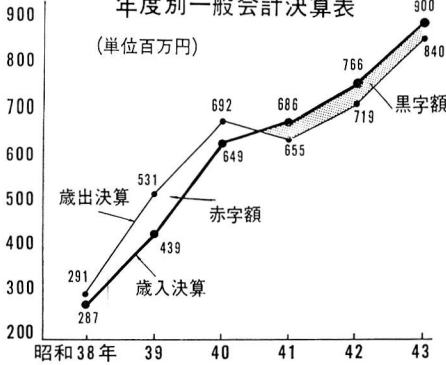
境施設などに對する財政需要や人件費の増額などどう

しても支出しなければならぬお金の増え、町が健全財政を維持しながら一定の行政水準を保ち住民福祉の増進をはかるためには、国庫支出金や国から借り入れられる地方債により建設事業の伸長をはかってい

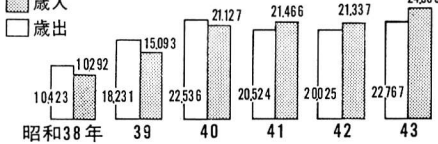
## 昭和43年度 一般会計決算表

歳 入				歳 出			
科 目	予算額	収入済額	収入率%	科 目	予算額	支出額	支出率%
1.町 税	330,724,000	344,770,367	104.2	1.議 会 費	19,424,000	18,816,193	96.9
2.自動車取得税交付金	12,600,000	14,732,000	116.9	2.総 務 費	119,998,560	116,831,881	97.4
3.国有提供施設等所在市町村助成交付金	35,624,000	35,624,000	100.0	3.民 生 費	81,485,820	77,288,241	94.8
4.地方交付税	94,375,000	95,134,000	100.8	4.衛 生 費	83,552,000	82,797,439	99.1
5.交通安全対策特別交付金	1,963,000	1,963,000	100.0	5.農 林 水 産 業 費	7,190,000	6,696,212	93.1
6.分担金及び負担金	10,538,000	10,522,870	99.9	6.商 工 費	9,241,000	8,493,072	91.9
7.使用料及び手数料	18,735,000	19,224,540	102.5	7.土 木 費	202,627,000	191,221,162	94.4
8.国 庫 支 出 金	117,855,000	118,551,055	100.6	8.消 防 費	28,382,000	27,494,618	96.9
9.都 支 出 金	46,934,000	55,543,958	118.3	9.教 育 費	290,424,000	286,723,569	98.7
10.財 産 収 入	559,000	844,720	151.1	10.公 債 費	25,572,000	23,929,697	93.7
11.繰 入 金	7,500,000	7,500,000	100.0	11.予 備 費	6,878,620	0	0
12.繰 越 金	47,156,000	47,156,000	100.0				
13.諸 収 入	24,194,000	26,449,503	109.3				
13.町 債	126,000,000	122,000,000	96.8				
合 計	874,775,000	900,016,413	102.9	合 計	874,775,000	840,292,084	96.1

### 年度別一般会計決算表



### ◎ 年度別人口1人当りの歳入歳出



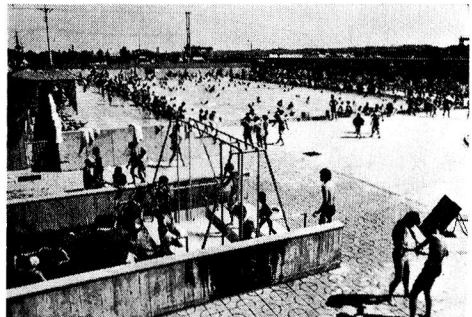
### 特別会計決算状況

	予 算 額	収入済額	支出済額	残 額
国民健康保険会計	104,927,000	107,269,944	98,649,517	8,620,427
と畜場会計	30,809,000	30,401,527	29,028,333	1,373,194
公益質屋会計	1,551,000	1,599,603	1,357,259	242,344
都市計画衛生土地区画整理事業会計	60,157,000	67,284,476	48,413,126	18,871,350
公共用地会計	22,500,000	22,500,000	22,399,518	100,482

### お金をどう使ったか

- ▷ 町民プール 5,060万円
- ▷ 横田飛行場周辺排水路(250m) 1,532万円
- ▷ // (110m) 304万円
- ▷ 町道519号舗装 100万円
- ▷ 町道85号線舗装 115万円
- ▷ // 385号 // 107万円
- ▷ // 533号 // 164万円
- ▷ // 359号 // 108万円
- ▷ // 168号 // 180万円
- ▷ // 515号 // 100万円
- ▷ // 180号 // 300万円
- ▷ // 521号 // 220万円
- ▷ // 531号 // 295万円
- ▷ // 5号線改修 201万円
- ▷ // 86号排水管理設 108万円
- ▷ 第1、2町営住宅排水管理設工事 104万円
- ▷ すみれ保育園防音改築 1,659万円
- ▷ 防火貯水槽(3基) 166万円
- ▷ 警報サイレン設置 158万円
- ▷ 第4分団詰所車庫新築 140万円
- ▷ 第5小防音新築 7,326万円
- ▷ 第2小屋内運動場 1,855万円
- ▷ 第3小 // 20,60万円
- ▷ 1中体育施設(テニスコート) 101万円
- ▷ 踏切道拡巾工事(3件) 957万円
- ▷ 交通安全施設整備事業 140万円
- ▷ 消防車 239万円
- ▷ 第6小学校用地 6,315万円

熊川の水田に開校した第5小は、その後プールも完成し、校庭の整備も進んだ



町民プールは 昨年は 37,000人  
 今年は 53,000人が  
 おしかけ にぎわった

### 年末年始案内

#### ▷ 役場の事務

12月27日(土) 一般事務 午前中  
 12月28日～1月4日  
 一般事務は休み、ただし、12月30日まで  
 つぎの事務をおこないます。(時間は  
 午前8時30分～午後5時)

- ・ 収入役室の収納事務
- ・ 税務課の金銭収納事務
- ・ 水道課の金銭収納事務

1月5日 仕事始式 一般事務は正午ま  
 で  
 1月6日から平常どおりおこないます。

#### ▷ ごみ・し尿収集

歳末 12月30日まで  
 正月 1月4日から開始  
 し尿収集委託業者  
 福生清掃社 TEL51-1062  
 島田産業有限会社 TEL51-2711

## 12月10日は人権デー 人権が侵害されたら

### 人権擁護委員に相談を

「人が幸福な生活を送るのに必要な人間としての権利」つまり「人権」を侵害されたとき黙って我慢することは、人権を侵す人の行為を認めることになるばかりでなく、自己の「人間としての権利」を自分からすててしまふことになり、自己の「人間としての権利」を守らなければなりません。それには泣き寝入りは禁物です。

あなたの人権が侵されたとき、または侵されようとしたときは、遠慮なく人権擁護委員にご相談ください。委員はいつでも無料であなたに悩まされているとき

#### ▽ 人権侵害例

- ▽ 家主や地主から、いやがらせなどにより、一方的に追い立てられているとき
- ▽ 老人や子どもが虐待されているとき
- ▽ 集団の方で、不当な差別をうけたとき
- ▽ ひどい騒音、悪臭、汚水などに悩まされているとき

- ▽ 法の定める手続によらないで制裁をうけたとき
  - ▽ 交通事故など不当な侵害をうけた加害者が誠意をみせないとき
  - ▽ その他、人権が犯されたと思われるとき
- 町の相談日は、毎月第一水曜日の午前10時から午後3時まで福生町役場の住民相談室でおこないます。

### 老令福祉年金の請求を

老令福祉年金は70才以上の方にかけ金として年額三万四〇〇〇円を支給する年金です。

この年金を受けられる方は

- 1、本人が厚生年金や恩給などの公的年金を受けていない方。
  - 2、戦争による公務扶助料などが年額13万500円未満の方。
  - 3、本人の一年間の所得額(収入から税法上の必要経一を控除した後の全額)が28万円以下の方。
  - 4、本人の生活のめんどうをみている配偶者や息子さんなどの年収が一定基準額未満の方に限られています。
- まだ請求されていない方は、役場住民課年金係へお申出ください。



## 福生町福祉センター(仮称)

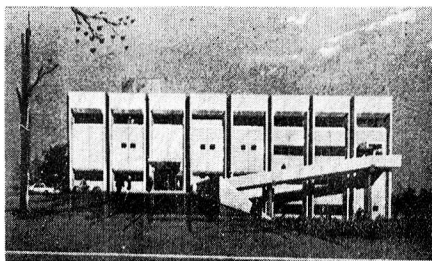
### 建設工事始まる

— 完成は昭和45年6月 —

かねてから、町民みなさんの要望のありました、福祉会館の建設は、みなさんご利用しやすい施設を目標に計画もまもり、1月1日から工事がはじまりました。

この施設は、住民福祉と教養の向上に寄与することを目的としたもので概要はつぎのとおりです。

建設地 福生町牛浜一六三(福生自治会館前)



- 地階
- 浴室(男女別)、機能回復室、休養室二室、機械室、電気室、その他
- 一階
- 玄関、ホール、事務室、舞合付大集会所(六〇帖)、売店、管理人室、図書コーナー、
- 二階
- ギャラリー、集会室(音準備室)、学習室、事務室、休養室、保育室、乳児室、保育室
- 三階
- 和室(二五帖)、ホール、展示室、会議室、クラブ室、講座講習室、料理講習室、その他

年末は交通事故と、あき巢の多いときです。

十分注意して、楽しいお正月をむかえましょう。

# 「みんなで明るいお正月を」

## 11月24日〜12月31日

### 歳末たすけあい運動

寒い冬がやってきましたが、わたくしたちの周囲にはこの冬を暖く過すことができます、毎日の生活に追われている不幸な方々がおります。

このような人に愛の手をさし、べてみなくてはならないお正月をむかえようとするのがこの歳末たすけあい運動です。今年も婦人会、町会役員の方々のご協力により、みなさんのご家庭を訪問し、この運動を実施いたしますので、暖いご協力をお願いします。

なお、十一月末日現在、つぎの

- ▼ 方々から暖いご寄附をいただいております。
- ご 寄 附
- 三、〇〇〇円 (毎月送付)
  - 三、〇〇〇円 (聖明園)
  - 堀江雪子氏 福生町福生二一
  - 一七
  - 三、〇〇〇円 江村只雄氏
  - 五、〇〇〇円 熊平町会
  - 一〇、〇〇〇円 伊東又一氏
  - 八、〇〇〇円 竹島芳夫氏
  - 三〇、〇〇〇円
  - 立成俊成会西多摩教会壮年部
  - 有志一同

## 犬や猫はもっと責任ある飼い方をしましょう

最近、放し飼いの犬が、ポリバケツの停留所を荒し、人をかみ、畑を荒し、全く困っております。

捕かくされ、毒殺され、恐ろしく飼主の方もおりますが、放し飼いの犬がどんなに他人に迷惑をかけているかをよく考えてください。

また捕獲犬の8割は無登録で注射もうけておりません。

町では、狂犬病予防法に基き、きびしく捕かくし放し飼いのとりしまりをおこないます。

夜間でも放すと野犬として処置いたしますから絶対放し飼いはしないでください。なお、捨て猫も多くなっておりますが、不用の猫は丈夫な布袋に入れ役場へおとってください。

毎月第1、第3日曜日午前中に民生課の窓口でうけとります。



引揚者等に対する特別交付金の請求をしましたが

締め切り日(11月30日)がせまっています。まだ請求していない人は早めに手続をしてくださいます。該当者はつぎのとおりです。

- ① 外地に終戦日(昭和20年8月15日)まで引き続き一年以上生活の本拠をもって、同日以後引き揚げた人。
- ② ソ連参戦の關係で、樺太、千島、華北、内蒙、滿洲、関東州、朝鮮等から昭和20年8月9日以後終戦日前に引き揚げた人(昭和20年8月9日まで引き続き一年以上生活の本拠をもっていったこと)
- ③ 終戦前に出張、商用等で本邦に來て滞在中終戦のため外地へもどれなくなった人。(外地に終戦日まで引続き一年以上生活の本拠をもっていったこと)
- 1・2・3の該当者で死亡した人の配偶者、子、父母、孫の順で請求もできます。

詳しくは民生課福祉係まで(51-15111内線236)

### 志村照代氏が民生委員に委嘱される

十一月一日付で厚生大臣から、つぎの者が福生町民生委員に委嘱されました。本8町会(武陽連担当地区は、本8町会)で送前道路から7町内の境までです。

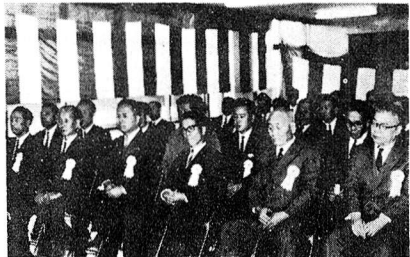
志村照代、福生町大字福生九九番地 電話 51-4931

### 福生チームが活躍

—西多摩郡主婦バレーボール大会—

11月3日、秋多中学校の校庭で西多摩郡体育協会主催による主婦のバレーボール大会が開かれました。これは、日頃、家事に追われ運動不足になりがちの主婦のみなさんに、だれでも親しめるバレーボールをおすすめしようとひらかれたものです。各チームとも町村の代表チームだけに実力も伯仲し熱戦が展開されましたが、福生チームは、日頃の練習の成果がみのり、3小PTAが優勝、2小PTAチームが準優勝しました。

(写真上、毎週水曜日練習にはむぎ鍋1チーム)



### 自治功労者を表彰

福生町表彰条例に基づき一般表彰、自治表彰が11月5日役場階会議室で行なわれ、つぎの方々が表彰されました。(敬称略)



- 一般表彰 (株)浅沼組東京支店—自費で町道を舗装した大森産業(株)—自費で町道側溝を改修した(株)神崎組東京支店—自費で町道の側溝に甲蓋を取付けた(株)埼玉銀行福生支店—町立小中学校に百科辞典を寄贈した斎藤菊蔵、田村半十郎—土地を寄附トヨタオート多摩(株)—自動車を寄贈

自治功労者 井上岩次郎、志村秀雄、野島茂雄



# 12月27日は衆議院議員選挙

## 総選挙だ ひろこう70年日本

いよいよ衆議院議員が解散され、師走選挙へと突入いたしました。今年の総選挙は一九七〇年後の日本の外交、防衛、国内の政局などを大きく左右する大切な選挙です。

行、その他いろいろの計画があると思いますが、棄権のないようお願いいたします。またどうしても計画の変更ができない方は不在者投票をご利用ください。

なお、今度の選挙で当町で投票

44.9.1現在

町 内 有 権 者 数						44.9.1現在					
投票所	地区	性別		計	投票所	地区	性別		計		
		男	女				男	女			
1	志茂	1	286	329	4	熊牛	653	668	1,321		
	志茂	2	646	657		富士見	405	459	864		
	長本	1	213	198		福栄	269	284	553		
	本町	1	166	186		原ヶ谷	423	533	956		
	本町	2	172	174		福牛	339	363	702		
	本町	3	120	132		福牛	431	479	910		
小計		1,603	1,676	3,279	横田基地		2	102	104		
2	長沢	2	250	262	小計		2,522	2,888	5,410		
	永田	2	288	290	5	本町	7	520	738	1,258	
	加美	2	168	188	8	本町	8	1,009	1,227	2,236	
	加美	1	473	480	小計	1,529	1,665	3,494			
	中央	2	204	241	6	南団地	620	643	1,263		
	本町	6	255	301	559	南	206	177	383		
小計		1,638	1,762	3,400	内出		311	298	609		
3	武蔵野	1	677	665	7	小計	1,137	1,118	2,255		
	鍋	1	743	723	加美	1,013	1,024	2,037			
	鍋	2	594	612	小計	1,013	1,024	2,037			
	小計		2,014	2,000	4,014	合計		11,456	12,433	23,889	

### 不在者投票

投票日にどうしても投票所で投票することができない人のために不在者投票の制度があります。これは、告示されてから投票日の前日まで(12月7日～12月26日、時間は午前8時30分～午後5時)おこなわれますので、つぎの理由の方は、必ず投票して、大切な一票をそまっにしなようにしましょう。

- ▽ 投票日に他の市町村で仕事に従事している場合
- ▽ やむを得ない用務または事故のため、他の市町村に旅行または滞在中のもの
- ▽ 病氣、負傷、妊娠、不具のため歩くことが著しく困難である者

なお、この不在者投票をするためには、特にその理由ごとの証明書が必要になります。投票当日、どうしても投票所に行つて投票できない人は、町の選挙管理委員会にお問い合わせください。

できる方は、福生町に3カ月以上居住し、住民登録のしてある方です。転入者の場合は、昭和44年9月6日以前に福生町に転入し、転入と同時に住民登録をした人です。また、新有権者の場合は、昭和24年12月28日以前に生れた人で、福生町に3カ月以上居住し、住民登録のしてある方です。

商工業者が経営の合理化、近代化をすすめるための長期低利資金の借入あっせんを行なっています。

商品の仕入資金繰り、事務所増改築、機械購入等の資金については商工会の窓口にご相談ください。なお、国民金融公庫については事務代行、借還金の取扱代行を行なっています。

● 国民金融公庫

一般貸付

貸付金額 五〇〇万円まで

利率 年八分二厘(日歩二銭二厘四毛)

期間 運転資金 2年～3年

設備資金 3年～5年

返済方法 月賦(商工会へ払込む)

● 生鮮食料等小売業近代化資金

貸付対象 青果、魚介、米穀、酒販売等の小売業及び総合食料品小売等

貸付金額 一、〇〇〇万円以内

利率 六分五厘～年八分二厘

期間 10年以内

その他は一般貸付に準ずる。

## 商工会だより

### ＝ 金 融 ＝

環境衛生公庫

貸付対象 飲食、食肉、喫茶、美容、美容、クリーニングなど。

貸付金額 一、〇〇〇万円以内

利率 年八分二厘(日歩二銭二厘)

特定の設備については六分五厘～七分七厘

期間 運転 5年以内

その他は国民金融公庫に準じます。

● 東京都制度融資

一般的に利用され、手続も簡略され、八〇万円以内では保証人を要しない制度融資で、この制度は中小企業が金融機関から資金を借りる場合、保証協会が保証人となつてその借入を容易にする経営改善資金です。

● 信用金庫、信用組合よりの借入

貸付金額 二〇〇万円以内

期間 3年以内

利率 二銭三厘

保証人 一人(法人の場合保証協会の保証を要します)。

● 信用保証

保証協会の保証を要します。

両制度とも商工会で受付ます。